

様式第7号(第9条関係)

許 可 証

上毛許可第 10 号

豊前市大字八屋2103番地
株式会社 ナリヤマ
代表取締役 成山 昌一 様

令和4年3月1日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第29条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地	豊前市大字八屋2103番地
取扱い廃棄物の種類	可燃ごみ、カン、ビン、ペットボトル、古紙、不燃ごみ、 ガラス・陶器等 (廃棄物排出場所：事業所)
事業区域	上毛町内
営業許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
条 件	

令和4年4月1日

上毛町長 坪 根 秀 介



業者の遵守事項

- 1 事業を下請させ、又は名義を貸与してはならない。
- 2 関係職員又は占有者から請求があったときは、許可証及び検査証を直ちに示さなければならない。
- 3 従事者には業者の所属を証明する証明書を交付し、作業中は常に携帯させなければならない。